二　災害その他の事象が発生した場合における金庫グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2　法第五十八条の三の二第二項第三号又は第五十八条の六第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める体制は、金庫における当該金庫グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3　法第五十八条の三の二第二項第四号又は第五十八条の六第二項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該金庫グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における金庫グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（法第五十八条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第四十八条　法第五十八条の四第二項（法第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一～八　略］

九　新規事業分野開拓会社等の議決権について第四十五条第十二項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十三項の規定による処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十　［略］

［2・3　略］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第五十条　法第五十八条の四第四項第三号（法第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　当該労働金庫連合会が法第六十二条第六項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行（金融機関の信託業務の兼営に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むものに限る。）、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社等を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

（特例対象会社）

第五十条の二　法第五十八条の四第八項又は第五十八条の七第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（金庫の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第八十三条第一項第十七号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　［略］

二　事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第四十五条第五項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

二　災害その他の事象が発生した場合における労働金庫連合会グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2　法第五十八条の六第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める体制は、当該労働金庫連合会における当該労働金庫連合会グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3　法第五十八条の六第二項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該労働金庫連合会グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における労働金庫連合会グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（法第五十八条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第四十八条　［同上］

［一～八　同上］

九　新規事業分野開拓会社等の議決権について第四十五条第十一項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十二項の規定による処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十　［同上］

［2・3　同上］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第五十条　［同上］

一　［同上］

二　当該労働金庫連合会が法第六十二条第六項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行（金融機関の信託業務の兼営に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むものに限る。）、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

（特例対象会社）

第五十条の二　法第五十八条の四第九項又は第五十八条の七第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　［同上］

二　事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社

イ‖官公署

ロ‖商工会又は商工会議所

ハ‖イ又はロに準ずるもの